

財務省告示第三百五十六号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六条第一項の規定に基づき、平成十八年九月十五日に発行する利付国債の発行条件を次のとおり告示する。

平成十八年九月十四日

財務大臣 谷垣 禎一

一	二	三	四	五
名称及び記号	発行の根拠	振替法の適用等	発行方法	発行額
利付国庫債券（二年）（第二〇四回）	財政法（昭和二十四号）第四条第一項及び平成十八年度における財政運営のた	成十三年法律第七十五号。以下	日本郵政公社による国債の募集	額面金額で千億円
	め	社債等の振替に関する法律（平	機関は日本銀行とする。	のうち、財政法第四条第一項の規
	の	理基金特別会計法（明治三十九	用を受けけるものとし、その振替	定に基づき発行する利付国債に
	十	号）第二条第一項並びに国債整	「振替法」という。の規定の適	ついでには、額面金額で百三十九
	八	る法律（平成十八年法律第十一	「振替法」という。の規定の適	億八千七百四十万円、平成十八
	年	め	用を受けけるものとし、その振替	年度の発行の特例等に関する法
	度	の	機関は日本銀行とする。	公債の発行の特例等に関する法
	に	公	日本郵政公社による国債の募集	律第二条第一項の規定に基づき
	お	債	の取扱い及び取得による発行	第二条第一項の規定に基づき
	け	の	額面金額で千億円	
	る	の	のうち、財政法第四条第一項の規	
	特	の	定に基づき発行する利付国債に	
	例	の	ついでには、額面金額で百三十九	
	等	の	億八千七百四十万円、平成十八	
	に	の	年度の発行の特例等に関する法	
	関	の	公債の発行の特例等に関する法	
	連	の	律第二条第一項の規定に基づき	
	営	の	額面金額で千億円	
	の	の	のうち、財政法第四条第一項の規	
	た	の	定に基づき発行する利付国債に	
	め	の	ついでには、額面金額で百三十九	
	八	の	億八千七百四十万円、平成十八	
	年	の	年度の発行の特例等に関する法	
	九	の	公債の発行の特例等に関する法	
	月	の	律第二条第一項の規定に基づき	
	十	の	額面金額で千億円	
	四	の	のうち、財政法第四条第一項の規	
	日	の	定に基づき発行する利付国債に	

十四	十三	十二	十一	十	九	八	七	六
償還期限	第二期以後の利子	初期利子	利率	募集の価格	発行の日	振替単位	最低額面金額	払込金額

発行する利付国債については、額面金額七億八千九百八十九万七千七百七十九円、別会計法第五条第一項の規定に基き発行する利付国債に、額は、百六十五万円、ては、額面金額七十億八千五百九十九万九千九百九十九円、振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。

平成十八年九月十五日

額面金額百円につき百円九銭

平成十九年三月十五日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う。以下、次の号及び第十四号において規定する期日について同じ。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.7}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年三月十五日及び九月十五日を、支払期とし、各支払期において、利子を支払う。平成二十年九月十五日

十八	十七	十六	十五
払 込 期 日	募 集 期 間	払 場 所	償 還 金 支 額
平成 十八 年 九月 十五日	八 年 九月 十一 日まで	平 成 十 八年 九月 一日 から 平成 十	日 本 銀 行 額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円